

届出・証明



住民登録

【窓口：更埴庁舎市民課・戸倉庁舎市民窓口課・上山田庁舎市民窓口課】

あなたや家族の住んでいる住所を証明するものが、住民基本台帳（住民票）です。住所の異動があった場合には、届出が必要となります。

届出事項	持参するもの	内容および注意事項
転出 市外に出られるとき	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村へ引っ越しになる前に届出をしてください。届出では、転出先の番地・アパート名まで書いてください。 ○転出証明書を発行しますので、新しい住所地で転入の手続きを行ってください。 ○国外へ転出するときもこの届出が必要です。
転入 市内へ来られたとき	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 転出証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 通知カードまたはマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 介護保険受給資格証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○住み始めた日から14日以内に届出をしてください。遅れた場合には過料に処せられることがあります。 ○転校する学校を指定します。 ○国外からの転入には、パスポートが必要です。
転居 市内での異動のとき	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 通知カードまたはマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳	<ul style="list-style-type: none"> ○市内での住所の変更があった場合には、住み始めた日から14日以内に届出をしてください。 ○アパート・マンションなどで部屋が変わったときも届出してください。 ○世帯主を変更する場合も、届出が必要です。

※本人確認書類とは……官公庁（国の機関、都道府県、警察署、市区町村役場）が発行した免許証・許可証もしくは、身分証明書で本人の写真を貼り付けてあるもの（例：自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）。

※世帯の異なる方が手続きをされるときなどに、委任状が必要になることがあります。

住民票の写しの請求

住民票の写しの交付は、利用目的がプライバシーの侵害につながる場合は交付できません。

必要なもの	手数料	注意していただくこと
住民票の写し	1通 300円	必要な人の住所、氏名、生年月日を確認してきてください。本人確認書類をお持ちください。
年金の現況証明	無料 (個人年金は有料(300円)です)	年金を受けている方が生存しているという証明です。住所、氏名、生年月日を記入してお持ちください。また、本人確認書類もお持ちください。加給年金の場合配偶者などの氏名を記入してください。

住民票の写しは市内の7郵便局でも交付できます。

広告

マイナンバーカードを利用して

えっ! 住民票がコンビニで!?

平成29年1月10日から、千曲市で交付のマイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。

印章店
P109 C-3

急ぎあきらめる前にTEL

松林印章店

印鑑・ゴム印・表札・プレート
高品質、高品位でお届けします。

■千曲市杭瀬下42-6(更埴庁舎入口交差点北東)

TEL: 026-272-0438 FAX: 026-273-4855

■営業時間/8:00~19:30
■定休日/不定休

P なし

印鑑登録

【窓口：更埴庁舎市民課・戸倉庁舎市民窓口課・上山田庁舎市民窓口課】

お手持ちの印鑑をあなた個人のものとし、公に立証するために登録することをいいます。この登録された印鑑を実印といい、不動産売買や保証人などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。

■印鑑登録できる方

15歳以上で、本市の住民基本台帳に登録されている人。

■印鑑登録するときは

印鑑登録は、本人が直接行うことになっています。やむを得ない理由により、本人が来られないときは、委任の旨を証する書面（代理人選任届など）があれば、代理人による登録もできます。なお、委任の旨を証する書面は本人（登録しようとする人）が、直筆でお書きください。

■印鑑登録の申請

- ①身分を証明できるものを持った本人が申請した場合、その日に印鑑登録証が受けとれます（身分を証明できるものとは、自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど官公庁の発行した許可証で、いずれも写真が貼ってあるものです）。
- ②身分を証明できるものを持たない本人や代理人が申請した場合、その日に印鑑登録証が受け取れません。受け付け後、本人確認のため市役所から確認照会書を郵送しますので、必要事項を記入し、申請した受付窓口へ持参し印鑑登録証の交付を受けてください（申請の日から14日以内）。

■印鑑登録できる印鑑

- ①氏名以外のこと（花柄や飾り柄など）が彫られていないもの。
- ②印影の大きさが一辺の長さ8mmから25mmの正方形に収まるもの。
- ③変形したり欠けやすい材質（ゴム印、指輪印など）以外のもの。
- ④3分の1以上、ふちが欠けたり磨耗していないもの。
- ⑤機械製造などで大量生産されたもの以外。

■印鑑登録証明書の発行

印鑑登録証明書交付申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証をそえて申請してください。印鑑登録証がないと、本人であっても証明書は交付できません。なお、代理人に依頼する場合についても、本人の場合と同様、印鑑登録証をそえて申請してください（委任状は必要ありません）。

印鑑登録証明書は市内の7郵便局でも交付できます。

■こんなときには届出を

届出事項	持参するもの
印鑑登録証をなくしたとき	<input type="checkbox"/> 本人を確認できるもの <input type="checkbox"/> 登録印鑑
登録印を変えたいとき	<input type="checkbox"/> 変更する登録印（新しい印） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 本人を確認できるもの
印鑑登録を廃止するとき	<input type="checkbox"/> 本人を確認できるもの <input type="checkbox"/> 登録印鑑 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証

広告

印鑑 ゴム印 印刷 事務用品 P111 D-4

印章技能士のお店、真心込めてお作りします


文字工房 愛信堂印舗


印鑑・ゴム印・名刺・ハガキ等の印刷。
シール・プレート彫刻・事務用品。
お急ぎの方ご相談下さい。

■千曲市戸倉2358-6(戸倉庁舎前)

TEL:026-275-0312 FAX:026-276-1777

■営業時間/9:00~19:00 ■定休日/日曜、祝日
■E-mail:aishin_do@ybb.ne.jp

 ハートを贈る

 あり(店舗前)



2015千曲市観光写真コンテスト 全日本写真連盟賞
「陽春」

戸籍は、出生・婚姻・離婚などの個人の身分関係を証明するものです。届出は期日を守って正確をお願いします。ほかの届出については窓口・電話などでお問い合わせください。

届出事項	持参するもの	内容および注意事項
出生届	<input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 出生証明書	○生まれた日から14日以内に届出てください。届出人は出生子の父または母です。 ○命名は、常用漢字・人名漢字・カタカナ・ひらがなの範囲で決めてください。
死亡届	<input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 介護保険証	○死亡の日から7日以内に届出てください。火葬場の予約の都合上できるだけ早く届出てください。埋火葬許可証を発行します。
婚姻届	<input type="checkbox"/> 夫および妻の印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 本籍がほかの市区町村の方は戸籍全部事項証明書（謄本） <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳	○婚姻により転入の方は、前住所地から転出証明書をお持ちください。 ○土曜・日曜・祝日・時間外は宿直で受け付けます。ただし、市民課で届書の事前審査が必要になります。 ○未成年の方が結婚する場合、両親の同意書が必要です。
離婚届	<input type="checkbox"/> 夫および妻の印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 本籍がほかの市区町村の方は戸籍全部事項証明書（謄本） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	○調停離婚の場合は調停成立（または審判など確定）の日から10日以内に届出てください。協議離婚には届出期限はありません。 ○夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。 ○裁判離婚の場合、調停調書の謄本、または審判書、もしくは判決の謄本と確定証明書が必要です。
養子縁組	<input type="checkbox"/> 養親および養子の印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 本籍がほかの市区町村の方は戸籍全部事項証明書（謄本） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	○未成年者を養子にするときは家庭裁判所の許可が必要です（ただし、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は許可は不要です）。 ○養子が15歳未満のときは、届出人は親権者です。
転籍届	<input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ式印は不可） <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（謄本） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	○本籍地を変更する場合に届出てください。 ○戸籍の筆頭者と配偶者が共に届出人となりますので、各々の印鑑を持参してください。

■主な証明書の手数料

証明書の種類	手数料	証明書の種類	手数料
戸籍全部事項証明（謄本）・個人事項証明（抄本）	450円	住民票の写し謄本・抄本	300円
除籍全部事項証明（謄本）・個人事項証明（抄本）	750円	住民票に関する証明	300円
戸籍の附票の写し謄本・抄本	300円	印鑑登録証の再登録	300円
身分証明書	300円	印鑑登録証明書	300円
届書の受理証明書・記載事項証明書	350円		



千曲市に引っ越してきたら



プッシュ通知で行政情報をお届け!

ダウンロードはこちらから






※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。
※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

1

役立つ行政情報を見逃さない!



2

自分に合わせた情報が届く!



3

いろいろなマチの魅力をお届け!



各種証明書のコンビニ交付サービスについて

【窓口：更埴庁舎市民課】

市では、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなど各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスをしております。勤務先の近くやお出かけ先でも、早朝から夜間、休日でも自分の都合に合わせて証明書を取得できることになり、大変便利です。ご利用ください。

■利用できる人

千曲市に住民登録があり、「利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード」をお持ちの人。
※紙製の通知カードや住民基本台帳カードでは利用できません。

●ご利用に必要なもの



◀利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード

●以下のカードでは利用できません



▲住民基本台帳カード



▲紙製の通知カード

■利用時間

午前6時30分から午後11時まで（12月29日から1月3日、メンテナンス時を除く）

■利用できる店舗（全国）

- セブン-イレブン
- ローソン
- サークルKサンクス
- ファミリーマート
- セイコーマート
- イオンリテール
- コミュニティ・ストア
- セーブオン

※証明書が発行できるマルチコピー機が設置されている店舗に限ります。

広告

パソコン講習・相談 P109 D-3

～豊かな情報社会をめざして～

特定非営利活動法人エリアネット更埴

事業内容：
パソコン講習会・パソコン相談 /
地域ポータルサイト 千曲市「みちさき案内ナビ」運営 /
市民活動交流センターの運営 / WEBページの制作

■千曲市桜堂514

TEL:026-272-7772
FAX:026-214-7220

■営業時間/9:00～17:00
■定休日/日曜、月曜
■URL:http://www.arenet.or.jp/
■E-mail:info@arenet.or.jp

P あり

■取得できる証明書と手数料

証明書の種類	手数料(1通)	留意事項
住民票の写し	300円	本人および同一世帯の人の分を取得できます。除かれた住民票の写しは取得できません。
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録をしている本人の証明書のみ取得できます。
戸籍の全部(個人)事項証明書	450円	千曲市に本籍がある人で、本人および同一戸籍の人の証明書が取得できます。除籍・改製原戸籍は取得できません。
戸籍の附票の写し	300円	

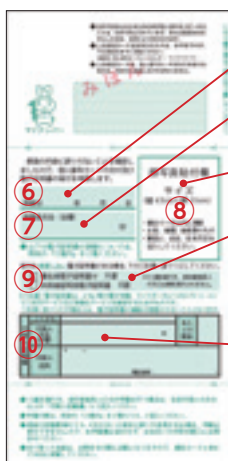
※戸籍・附票は、住民登録地と本籍地の両方が千曲市である人のみ取得できます。

■マイナンバーカードの申請方法（郵送申請）



- ①「通知カード」は切り離して保管する。
- ②記載の氏名、住所など誤りがないか確認する。
- ③電話番号を記入する。
- ④(外国人住民の方のみ) 記載内容と異なる場合は問い合わせてください。
- ⑤マイナンバーカードに点字が必要な人は□を黒く塗りつぶす。

◀おもて



- ⑥申請日を記入する。
- ⑦申請者本人が署名するか記名・押印する。
- ⑧顔写真を貼付する。
- ⑨電子証明書は、e-Taxなどの電子申請、コンビニ交付サービスに必要です。□を塗りつぶすと、電子証明書は発行されません。
- ⑩15歳未満、成年後見人が申請する場合に、法定代理人が記入する。

◀うら

※申請書の記入ができましたら、返信用封筒に入れて郵送してください。

※申請から受け取りまで1か月程度かかります。



※郵送申請以外にも、スマートフォン・更埴庁舎市民課入口に設置の証明用写真機などで申請を行うことができます。